

平成30年12月7日
きんでんサービス株式会社

一般用電気工作物の定期調査業務における不適切な処理について

当社が実施しております一般用電気工作物^{*1}の定期調査業務（以下、「定期調査」という。）におきまして、不適切な処理がおこなわれていることが判明いたしました。

定期調査は、電気事業法第57条^{*2}に基づき登録調査機関が実施するもので、一般のご家庭などのお客さま設備の健全性を定期的に調査するものです。

当社は、登録調査機関として関西電力株式会社からこの調査業務を受託し、大阪府、京都府、兵庫県の各府県の一部地域で実施しております。

今般、経済産業省中部近畿産業保安監督部からの報告徴収の通知を受け、当社が調査した結果、大阪府と兵庫県での調査業務において不適切な処理が判明いたしました。

（不適切な処理の内容）

集合住宅の共用部分（エレベーター、ポンプ等）の配線の漏れ電流の測定結果が基準値（1.0mA）を超過した場合、当該のお客さまに停電を伴う精密検査が必要である旨を通知しなければならない。しかし、一部の定期調査におきまして、基準値を数mA超過した場合であっても、安全上問題ないものと判断して基準値内の数値に書き換えて記録し、お客さまへの通知を怠っていました。

この不適切な処理より、直ちに感電や漏電による火災の危険性はないものと判断いたしますが、対象となるお客さま（378棟）につきましては、すみやかに再度の調査をおこない、その結果をお客さまにお知らせいたします。

今後、このような事象を起こさないよう再発防止を徹底するとともに、適正な業務処理に努めてまいります。

このたびは、ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上

※1 一般用電気工作物

600V 以下で受電する需要設備又は小出力発電設備で、構外にわたる配電線路を有さない設備。

小出力発電設備以外の発電設備がない等安全性の高い電気工作物

例) 一般家庭、商店、小規模事業所等の屋内配線等、家庭用太陽光発電・燃料電池発電等の小出力発電設備

※2 電気事業法第 57 条

第 57 条 (調査の義務)

一般用電気工作物において使用する電気を供給する者(以下この条、次条及び第 89 条において「電線路維持運用者」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、その供給する電気を使用する一般用電気工作物が前条第 1 項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 電線路維持運用者は、前項の規定による調査の結果、一般用電気工作物が前条第 1 項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、電線路維持運用者が第 1 項の規定による調査若しくは前項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないときは、その電線路維持運用者に対し、その調査若しくは通知を行い、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができる。

4 電線路維持運用者は、帳簿を備え、第 1 項の規定による調査及び第 2 項の規定による通知に関する業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

5 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない

第 57 条の 2 (調査業務の委託)

電線路維持運用者は、経済産業大臣の登録を受けた者(以下「登録調査機関」という。)に、その電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続する一般用電気工作物について、その一般用電気工作物が第 56 条第 1 項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査すること並びにその調査の結果その一般用電気工作物がその技術基準に適合していないときは、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること(以下「調査業務」という。)を委託することができる。

2 電線路維持運用者は、前項の規定により登録調査機関に調査業務を委託したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。

3 前条第 1 項の規定は、電線路維持運用者が第 1 項の規定により登録調査機関に調査業務を委託しているときは、その委託に係る一般用電気工作物については、適用しない。